第四十七条の九第一項の表第二号中「又は一般貸切旅客自動車運送事業運行管理者資格者証」を削り、同表第四号中「、一般貸切旅客自動車運送事業運行管理者資格者証」を削る。

第四十八条の五第一項の表第二号を削り、同表中第三号を第二号とし、第四号を第三号とする。

第五十条第一項第二号中「第二十四条」を「第二十四条第一項及び第二項」に、「同条に規定する」を「これらの規定による」に改め、同項第八号中「運行状況」を「運行の状況」に改め、同条第十項を同条第十一項とし、同条第九項の次に次の一項を加える。

10　一般貸切旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者は、第二十四条第三項に規定する乗務の途中において、同項の規定により一般貸切旅客自動車運送事業者が行う点呼を受け、同項の規定による報告をしなければならない。

第六十八条第一項中「とき」の下に「（同表第五号及び第六号に掲げる場合にあつては、一般貸切旅客自動車運送事業者が当該各号の場合に該当することとなつたときに限る。）」を加え、同項の表に次の二号を加える。

五　第四十七条の九第三項の規定により、補助者を選任し、又は解任した場合	一　届出者の氏名又は名称及び住所 二　営業所の名称及び位置 三　選任又は解任の年月日 四　補助者の氏名及び生年月日 五　選任の場合にあつては、補助者が第四十七条の九第三項に規定する要件に該当することを証する事項 六　選任の場合にあつては、補助者の兼職の有無（兼職が有る場合は、その職名及び職務内容）
六　前号の届出に係る補助者が、転任、退職その他の理由により、当該営業所の補助者でなくなつた場合	補助者でなくなつた旨及びその理由

第六十八条の次に次の一条を加える。

（書類の管理）

第六十九条　旅客自動車運送事業者は、第二十六条の二に規定する事故の記録、第三十八条第一項の規定による指導監督の記録その他の国土交通大臣が告示で定める書類を適切に管理し、法第九十四条第一項の規定による報告の求め又は同条第四項の規定による立入検査を受けた場合に、速やかに提示できるようにしなければならない。

第二号様式中「一般貸切」、「1　第1号　2　第2号」及び注(3)を削る。

（旅客自動車運送事業運輸規則の一部改正）

第四条　旅客自動車運送事業運輸規則（昭和三十一年運輸省令第四十四号）の一部を次のように改正する。

第四十七条の九第一項の表第二号を次のように改める。

一　一般貸切旅客自動車運送事業	事業用自動車十九両以下の運行を管理する営業所	旅客自動車運送事業運行管理者資格者証
	事業用自動車二十両以上九十九両以下の運行を管理する営業所	旅客自動車運送事業運行管理者資格者証
	事業用自動車百両以上の運行を管理する営業所	旅客自動車運送事業運行管理者資格者証
二　一般貸切旅客自動車運送事業	事業用自動車十九両以下の運行を管理する営業所	旅客自動車運送事業運行管理者資格者証
	事業用自動車二十両以上九十九両以下の運行を管理する営業所	旅客自動車運送事業運行管理者資格者証
	事業用自動車百両以上の運行を管理する営業所	旅客自動車運送事業運行管理者資格者証

一　一般貸切旅客自動車運送事業	二。ただし、当該営業所が運行を管理する事業用自動車の数が四両以下であつて、地方運輸局長が当該事業用自動車の種別、地理的条件その他の事情を勘案して当該事業用自動車の運行の安全の確保に支障を生ずるおそれがないと認める場合には、一。
二　一般貸切旅客自動車運送事業	当該営業所が運行を管理する事業用自動車の数を二十で除して得た数（一未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）に一を加算して得た数
三　一般貸切旅客自動車運送事業	当該営業所が運行を管理する事業用自動車の数から百を引いた数を三十で除した数（一未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）に六を加算して得た数

（旅客自動車運送事業等報告規則の一部改正）

第五条　旅客自動車運送事業等報告規則（昭和三十九年運輸省令第二十一号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「を提出」を「の提出その他の方法により報告を」に改め、同条第二項中「報告書の様式、報告書の提出期限」を「報告の方法及び期限」に改める。

（道路運送車両法関係手数料規則の一部改正）

第六条　道路運送車両法関係手数料規則（平成二十八年国土交通省令第十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一第六十四号中「第二十二条の三第二項」の下に「（同条第四項において準用する場合を含む。）」を加え、同表第六十五号中「第二十二条の三第三項」の下に「（同条第四項において準用する場合を含む。）」を加え、同表第六十六号及び第六十七号中「第二十二条の三第五項」に改める。

別表第二第三十八号中「第二十二条の三第二項」の下に「（同条第四項において準用する場合を含む。）」を加え、同表第三十九号中「第二十二条の三第三項」の下に「（同条第四項において準用する場合を含む。）」を加え、同表第四十号中「第二十二条の三第五項」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成二十八年十二月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第一条の規定、第二条中道路運送車両法施行規則第三十六条第十二項の改正規定及び第六条の規定　公布の日

二　第四条の規定　平成二十九年十二月一日

（経過措置）

第二条　第三条の規定による改正後の旅客自動車運送事業運輸規則（以下「新規則」という。）第二十四条第三項及び第五項の規定は、この省令の施行の日以後に運行を開始する場合について適用し、同日前に運行を開始した場合については、なお従前の例による。

第三条　一般貸切旅客自動車運送事業者及び特定旅客自動車運送事業者は、この省令の施行の際現に第三条の規定による改正前の旅客自動車運送事業運輸規則（以下「旧規則」という。）第四十七条の九第一項に規定する一般貸切旅客自動車運送事業運行管理者資格者証を有する者を、引き続き、運行管理者として選任することができる。

2　旅客自動車運送事業者は、この省令の施行の際現に旧規則第四十七条の九第一項に規定する一般貸切旅客自動車運送事業運行管理者資格者証を有する者を、引き続き、補助者として選任することができる。

第四条　この省令の施行の際現に旧規則第四十七条の九第三項の規定により補助者を選任している一般貸切旅客自動車運送事業者は、平成二十九年一月三十一日までに、次に掲げる事項を営業所の所在地を管轄する運輸監理部長又は運輸支局長に届け出なければならない。

一　届出者の氏名又は名称及び住所

二　営業所の名称及び位置

三　補助者の氏名及び生年月日

四　補助者が旧規則第四十七条の九第三項に規定する要件に該当することを証する事項

五　補助者の兼職の有無（兼職が有る場合は、その職名及び職務内容）

第五条　この省令の施行前に旧規則第四十八条の六第二項の資格者証の交付の申請をした者に対する旧規則第四十七条の九第一項に規定する資格者証の交付については、新規則第四十八条の五第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第六条　旧規則第二号様式による運行管理者資格者証交付申請書は、新規則第二号様式にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができる。